

豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市新・産業振興ビジョンの考え方にもとづき、市内事業者が新たに取り組む事業に対して市が補助金を交付することにより、市内事業者のビジネス拡大や市内での消費拡大と、環境の変化に対応できる自立した企業が育つことを応援することを通じて、市内産業の振興を図ることを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者。
- (2) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等。
- (3) 前2号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う団体。
- (4) 中小企業法に定める中小企業者の規模を超える企業。

（対象者）

第3条 本補助金を申し込むことができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年七月十日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者は除く。

- (1) 市内事業者 市内に本店所在地又は事業所を有する事業者で、市税を完納している者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。
- (2) 企業グループ 前号で掲げる市内事業者が幹事となり、かつ、メンバーの2分の1以上が市内事業者で構成されるグループ。
- (3) 団体 構成員の2分の1以上が市内事業者で構成され、補助金の交付申込時点で設立から1年以上が経過しており活動実績のある団体で、市税を完納している者。ただし、納税義務のない任意団体においては、その代表が市税を完納している者。代表が非課税又は免除の場合は、納税しているものとみなす。

（対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる者（以下、「対象者」という。）が実施する事業であって、対象者にとって新たに取り組む事業化及び組織化に向けた動きとなる事業とする。

2 前項の事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 補助金交付決定以降に実施されるものであること。
- (2) 補助金交付申込みが行われる年度の市長が定める日までに市への実績報告がされるものであること。

(3) 申込者の構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されるものでないこと。

(対象経費)

第5条 補助の対象経費は、前条の事業に要する経費のうち、別表1に規定する経費とする。

(補助金額)

第6条 補助率は2分の1とし、補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

(1) 補助の対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額

(2) 1,500,000円。

2 前各項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申込み)

第7条 補助金交付の申込みは、豊中市チャレンジ事業補助金交付申込書(様式第1-1号)に別表2「添付書類一覧」に掲げる添付書類を添えて、指定された期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、第7条の申込書の提出があったときは、内容等を審査し、第6条に規定する補助金額の交付の可否を決定し、豊中市チャレンジ事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 審査の方法は別途定めるものとする。

(事前着手)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者(以下、「補助対象事業者」という。)は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、豊中市チャレンジ事業補助金事前着手届(様式第3号)を市長に提出したときは、この限りでない。

(変更の届出)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、以下の書類を提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(1) 豊中市チャレンジ事業補助金交付変更承認申込書(様式第4-1号)

(2) 豊中市チャレンジ事業補助金変更予算書(様式第4-2号)

(3) その他市長が定める書類

2 前項の規定による申込みがあったときは、市長は決定の内容を変更し、豊中市チャレンジ事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により通知する。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに豊中市チャレンジ

事業補助金実績報告書（様式第6－1号）に別表3に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該報告書等の審査等を行うことにより、調査し適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市チャレンジ事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに豊中市チャレンジ事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項で定める補助金の額は、第6条に規定する補助金交付決定額を上限とする。ただし、第10条第2項の変更決定を受けた場合は、前段の規定にかかわらず、変更承認通知書の変更交付決定額を上限とする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

（成果の発表）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果について、当該補助対象事業者に発表を求めることができる。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の成果物等について発表する場合は、本補助金の交付を受けたことを明示することとする。

（財産の管理・処分・保全等）

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得財産等に係る台帳を整え、保全しておかなければならない。また、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、取得財産の単価が10万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の定めに従い管理しなければならない。

3 取得財産等の管理、及び処分に際し承認が必要な期間は、当該財産の取得日から5年間とする。ただし、取得財産の単価が10万円以上の場合、前項に定める期間とする。

4 市長は、補助事業者が、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（決定の取消し）

第17条 市長は、当該補助金の交付決定を受けた申込者が、次の各号のいずれかに該当すると

認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助対象事業者は、前条に規定する補助金の返還を求められたときは、補助金規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

(他の補助金等との併用制限)

第20条 申込者が国、府又はその他の公共団体等から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

(協力)

第21条 市長は、申込者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(この要綱に定めがない事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 4月16日から実施する。
- 2 この要綱は、平成24年 7月2日から実施する。
- 3 この要綱は、平成25年 4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成26年 4月1日から実施する。
- 5 この要綱は、平成28年 4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、平成29年 4月1日から実施する。
- 7 この要綱は、平成30年 4月1日から実施する。
- 8 この要綱は、令和2年 4月1日から実施する。
- 9 この要綱は、令和3年 1月1日から実施する。

なお、この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

- 10 この要綱は、令和3年 4月1日から実施する。

なお、この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

- 11 この要綱は、令和4年 4月1日から実施する

- 12 この要綱は、令和5年 4月1日から実施する。

- 13 この要綱は、令和6年 2月1日から実施する。

- 14 この要綱は、令和7年 4月1日から実施する。

(別表 1)

補助の対象となる経費は、以下の経費とする。

謝金
会場・機材等借上料
原材料費
外注費・委託費
知的財産権取得経費
印刷製本費
広告宣伝費
機械装置・システム構築費
工具備品借上料
通信運搬費
保険料
景品・記念品代
人材確保促進環境整備費（施設等を改修する場合に限る）
その他市長が必要と認めた経費

※消費税及び地方消費税は除く。

(別表2)

補助金の交付申し込みの添付書類は、以下の書類とする。

豊中市チャレンジ事業補助金実施計画書（様式第1－2号）
豊中市チャレンジ事業補助金予算書（様式第1－3号）
申込事業者について（様式第1－4号）
幹事選定報告書（様式第1－5号）
役員等名簿（様式第1－6号）
豊中市チャレンジ事業補助金誓約書（様式第1－7号）
事業の補足説明資料（様式自由，A4サイズ） （法人の場合）履歴事項全部証明書（発行から3月以内のもの） （個人の場合）本人確認書類の写し 創業間もなく、確定申告書の提出ができない事業者はあわせて開業届
豊中市税に未納のない証明書
直近2期分の決算関係書類 ※決算期が2期に達していない場合は、1期分 ※直近決算月から半年以上経過している場合は、直近2期分にあわせて直近の試算表 ※創業1年未満で決算書の提出ができない場合は、事業計画書および収支予算書等
事業や法人を紹介するパンフレット等
年間の事業計画書・事業報告書
定款又は会則
役員名簿
会員名簿
事業の実施を承認した総会・理事会等の議事録
その他市長が必要と認める書類
<人材確保促進環境整備費含む場合>上記書類を添えて下記書類を提出すること
改装後のイメージ図

(別表3)

補助金の実績報告の添付書類は、以下の書類とする。

豊中市チャレンジ事業補助金決算書（様式第6－2号）
豊中市チャレンジ事業補助金内容報告書（様式第6－3号）
支払いが完了したことがわかる書類
成果がわかる資料
その他市長が必要と認める書類

様式第 1－1 号

年（ 年） 月 日

豊中市長あて

所在地

申込者名

（申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入）

豊中市チャレンジ事業補助金交付申込書

豊中市チャレンジ事業補助金の交付を受けたいので、豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申込みます。

記

1. 事業の名称	
2. 申込コース (いずれか 1 つ選択)	☐ 新商品開発・新サービス創出コース ☐ コミュニティビジネスコース
3. 補助対象経費	金 円
4. 補助金交付申込額	金 円
5. 事業の内容	別紙事業実施計画書及び予算書のとおり

様式第 1－2 号

豊中市チャレンジ事業補助金実施計画書

申込者名

1. 事業の名称

※具体的な事業内容がわかる事業名を記載してください。

2. 補助事業について

(1) 申込者の概要

※沿革、現在の事業内容、業態、自社の特徴、事業にかける思いなどについて 2～300 字程度で簡潔にまとめてください。

(2) 補助事業の詳細

< 補助事業の概要 >

補助金を活用して実施する事業について、簡潔に概要（ビジネスモデル）を記載してください。

< これまでの事業活動を踏まえ申込事業を行うに至った背景、課題認識 >

1. 製品・商品・サービスについて

(製品等の詳細、仕入・生産・提供方法や、優位性、利便性、差別化等のポイント、事業を支える新技術・ノウハウ・権利等、又は提供するサービスの工夫や実施方法、販売・提供価格・見込利益等について具体的にご記入ください。また、図や写真などがあれば併せて記載してください。)

2. 顧客及び市場背景について

(年齢層、性別、生活スタイル、業界特性等具体的な対象顧客、対象となる顧客のニーズや現状の課題及び検証結果、市場の動向等ご記入ください)

3. 販売・マーケティングについて

(対象顧客の見つけ方や宣伝方法、獲得状況、営業活動の方法及び体制などについて具体的にご記入ください。)

4. 競合する企業・商品・サービスの状況について

(競合する企業、商品、サービス、また類似の商品、代替既製品等についてご記入ください)

5. 補助事業の実施により達成したい目標

(本補助事業完了時点※でめざす状態(可能な限り数値目標も合わせて)を記入してください。)

※補助事業実施期間最終日である令和7年3月31日までで任意の時点

【現状】

・売上高:

・利益:

・その他:

【事業終了時点】

・売上高:

・利益:

・その他:

6. その他

(事業実施にあたっての連携先企業、研究機関、支援者についてや、事業実施にあたり認識している課題等があれば、ご記入ください。)

(3) 事業実施スケジュール（事業完了日までのスケジュール）

※令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月までの実施内容について記載してください。

時期（年月）	実施内容

(4) 申込事業のアピールポイント

項目	申込事業におけるポイント
◆チャレンジ性 ・新規性・挑戦性 ・先駆性・革新性 ・独自性	＜申込者にとっての新規性・商品、サービスの革新性などについて＞ ＜補助事業を実施するにあたって他にはない強みなどについて＞
◆事業継続性 ・継続性 ・自立性・事業性	＜補助対象事業終了後の見通し、事業継続の見通しについて＞
◆市場性 ・市場ニーズ ・将来性	＜申込事業の市場ニーズについて＞ ＜事業拡大の見込みについて＞
◆実現可能性 ・財務健全性・実施体制 ・専門的知識・経験	＜財務状況・資金調達計画について＞ ＜申込事業を完遂できる体制、知識、経験について＞
◆地域への波及効果	＜地域内での経済波及効果について＞

・地域性・社会性 ・発展性 (コミュニティビジネス コースの場合のみ記載し てください。)	<社会課題・地域課題の解決の効果について>
---	-----------------------

(5) 補助期間終了後の展開について

※補助期間終了後に本事業をどのように展開させていくのかの見込みをご記載ください。

豊中市チャレンジ事業補助金予算書

申込者名 _____

1. 収入内訳（資金調達内訳）

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2. 支出内訳

（単位：円）

区分	項目	予算額	内容（積算根拠等）
補助対象経費			
合計			

補助対象経費の項目欄には、下記のいずれかをご記載ください。

※消費税及び地方消費税は補助対象外となりますので、税抜額をご記載ください。

「謝金」、「会場・機材等借上料」、「原材料費」、「外注費・委託費」、「知的財産権取得経費」、
「印刷製本費」、「広告宣伝費」、「機械装置・システム構築費」、「工具備品借上料」、「通信運搬
費」、「保険料」、「景品・記念品代」、「人材確保環境整備費」

補助金交付申込額（1,000 円未満切捨）	金 円
-----------------------	-----

※補助対象経費の合計に 2 分の 1 を乗じた金額（上限 150 万円）を記載してください。

（1,000 円未満切捨）

年（ 年） 月 日

豊中市長あて

事業所名
代表者

事業所名
代表者

事業所名
代表者

申込事業者について

申込者の構成は以下のとおりです。

項目 \ 事業者名	事業所名		
事業所所在地			
代表者 ^{ふりがな} 氏名			
性別			
生年月日			
住所			
担当者名			
連絡先電話番号			
連絡先メールアドレス			

備考

- 1 代表者の氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所を正確に記載してください。
- 2 氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所の情報を豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 3 条の規定に該当するか否かの確認のため関係機関に照会します。
- 3 申込み時点で未創業の場合は事業所名、事業所所在地は空欄でもかまいません。
創業予定の事業所名、住所がある場合は記載してください。

年（ 年） 月 日

豊中市長あて

事業所名
代表者

事業所名
代表者

事業所名
代表者

幹事選定報告書

_____（グループ名）は、_____（事業名）を互いに協力し推進します。つきましては、申込み及び事業実施にあたり、下記のとおり幹事を選定しましたので報告します。

記

幹事事業所名

代表者

豊中市長あて

所在地
団体名
代表名

（申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入）

役員等名簿

団体名				
所在地				
役職等	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	

備考

- 1 役員等の氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所を正確に記載してください。
- 2 氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所の情報を豊中市チャレンジ事業補助金
 交付要綱第 3 条の規定に該当するか否かの確認のため関係機関に照会します。

年（ 年） 月 日

豊中市長あて

所在地

申込者名

（申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入）

豊中市チャレンジ事業補助金誓約書

【 】年度豊中市チャレンジ事業補助金に申込みするにあたり、下記の事項を誓約・同意します。なお、万が一補助金交付決定後に下記事項に反したことが判明した場合は、補助金交付決定が取り消されることを了承します。また、当該取り消しに係る補助金が、すでに交付されているときは、それを返還します。

記

1. 豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 3 条に定める以下の事項に該当しないことを誓約します。
 - ア. 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者
 - ウ. 風俗営業を営む者
2. 豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 16 条に定める事項を厳守することを誓約します。
 - ア. 補助対象経費により取得した財産（以下、「取得財産」という。）については、金額に関わらず、補助金交付の目的たる事業を遂行するために使用するとともに、善良なる管理者の注意をもって適切に管理します。
 - イ. 取得財産の単価が 10 万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定めに従い、適切に管理します。
 - ウ. 取得財産については、取得日から 5 年間（※取得財産の単価が 10 万円以上の場合は前文に定める期間）は、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供しません。
なお、やむを得ない事由により実施が困難な場合は、市と協議します。
3. 申込者の情報、申込内容及び審査状況について、とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会に提供することに同意します。

様式第 2 号

豊 第 号
年 (年) 月 日

豊中市チャレンジ事業補助金交付決定通知書

会社名
代表者名 様

豊中市長 印

年 (年) 月 日付けで申込みのありました補助金等については、次のとおり決定しましたので、豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市チャレンジ事業補助金
補助金交付決定額	金 円

交付の条件

- 以下の条件に反した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ・事業実施に必要な経費を精査すること。
 - ・事業終了後、指定の実績報告書（様式第 6・1 号）等の提出に加え、市長の求めに応じて具体的な報告及び発表を行うこと。
 - ・法令ならびに豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。

様式第3号

年 (年) 月 日

豊中市長あて

所在地

申込者名

(申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入)

豊中市チャレンジ事業補助金事前着手届

年（ 年） 月 日付けで申込みをしました豊中市チャレンジ事業補助金に係る事業について、交付決定前に着手しますので、豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第9条に基づき、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 事前着手（予定）日 年 月 日

2 事前着手する内容

3 事前着手する必要がある理由

(注) 本様式は、補助金交付決定前に事前着手する場合にご提出いただく必要があるものです。

事前着手届を提出いただいた場合であっても、補助金交付決定がされない場合、又は補助金交付決定されても事前着手に必要な経費が認められない場合がありますので、ご了承ください。

様式第4-1号

年 (年) 月 日

豊中市長あて

所在地

申込者名

(申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入)

豊中市チャレンジ事業補助金交付変更承認申込書

豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、
 年(年)
 月 日 付け豊 第 号で交付決定された補助金に関する事業計画内容の変更を申込みます。

記

1. 事業の名称

2. 補助対象経費
- | | |
|--------|---|
| 【変更前】金 | 円 |
| 【変更後】金 | 円 |

3. 補助金交付決定額 円

4. 補助金変更申込額 円

5. 事業の内容 別紙事業計画書及び予算書のとおり

- ## 6. 变更理由

豊中市チャレンジ事業補助金変更予算書

申込者名

1. 収入内訳（資金調達内訳） (単位: 円)

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2. 支出内訳 (単位: 円)

区 分	項 目	予算額		内容（積算根拠等）
		変更前	変更後	
補助対象経費				
合計				

補助対象経費の項目欄には、下記のいずれかをご記載ください。

※消費税及び地方消費税は補助対象外となりますので、税抜額をご記載ください。

「謝金」、「会場・機材等借上料」、「原材料費」、「外注費・委託費」、「知的財産権取得経費」、
「印刷製本費」、「広告宣伝費」、「機械装置・システム構築費」、「工具備品借上料」、「通信運
搬費」、「保険料」、「景品・記念品代」、「人材確保促進環境整備費」

補助金交付変更申込額（1,000円未満切捨）	金 円
------------------------	-----

様式第 5 号

豊 第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

印

豊中市チャレンジ事業補助金変更承認通知書

年 (年) 月 日付け豊 第 号で交付決定した豊中市チャレンジ事業補助金について、豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1. 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 3. 減少額 | 金 | 円 |

交付の条件

年（ 年） 月 日

豊中市長あて

所在地

申込者名

（申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入）

豊中市チャレンジ事業補助金実績報告書

年（ 年） 月 日付けで申込み、 年（ 年） 月 日付け豊 第
号で交付決定されました補助事業に係る実施状況を、豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 11 条の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称	
2. 補助対象経費（決算額）	金 円
3. 補助金交付決定額	金 円
4. 事業の内容	別紙決算書及び内容報告書のとおり

豊中市チャレンジ事業補助金決算書

申込者名

1. 収入内訳（資金調達内訳）

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2. 支出内訳

（単位：円）

区分	項目	決算額	備考
補助対象経費			
合計			

補助対象経費の項目欄には、下記のいずれかをご記載ください。

※消費税及び地方消費税は補助対象外となりますので、税抜額をご記載ください。

「謝金」，「会場・機材等借上料」，「原材料費」，「外注費・委託費」，「知的財産権取得経費」，
「印刷製本費」，「広告宣伝費」，「機械装置・システム構築費」，「工具備品借上料」，「通信運搬費」，「保険料」，「景品・記念品代」，「人材確保促進環境整備費」

補助金交付決算額（1,000 円未満切捨）	金 円
-----------------------	-----

豊中市チャレンジ事業補助金内容報告書

申込者名

1. 事業の名称

--

2. 事業目標の達成状況

※申込時点でめざす状態に対しての、達成状況を具体的にご記載ください。
<u>【申込時の目標】</u> (申込様式1-2 実施計画書<申込事業のビジネスモデル>「5. 補助事業の実施により達成したい目標の記載」を転記)
<u>【目標に対する達成状況】</u>

3. 事業の結果について

(1) 事業の結果概要 ※400字程度で簡潔にまとめてください。

(2) 事業の結果(詳細) ※自由にご記載ください。

事業実施スケジュール(実績)

時期(年月)	実施内容

・取組み内容の詳細及び事業実施により得られた結果(自由にご記載ください)

(3) 補助期間終了後の展開について

※補助期間終了後に本事業をどのように展開させていくかの予定をご記載ください。

様式第 7 号

豊 第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

印

豊中市チャレンジ事業補助金交付確定通知書

令和 年 (年) 月 日付け豊活産第 号で交付決定しました豊中市
チャレンジ事業補助金の交付額は、次のとおり確定しましたので、豊中市チャレンジ事業補助金交
付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額	金	円
2. 補助金交付確定額	金	円
3. 減少額	金	円

交付の条件

様式第8号

年 (年) 月 日

豊中市長あて

＜申込者名＞
(法人/団体の場合は、法人名/団体名及び代表者氏名を記入)

＜所在地＞

＜電話番号＞

豊中市チャレンジ事業補助金交付請求書

豊中市チャレンジ事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

金 円也
ただし、 年 月 日付け豊活産第 号に基づく補助金

なお、上記補助金について下記のとおり振込みを依頼します。

口座振替依頼書

振込先金融機関名	支店
預金種別	当座・普通預金
振込口座番号	NO.
ふりがな	
口座名義	

(請求者と振込口座名義人が異なる場合は、以下の欄にご記入ください)

補助金の受領については、上記振込口座名義人に委任いたします。

申込者名